

2008年7月29日

国際協力銀行 開発業務部企画課 御中  
環境審査室第2班 御中

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査 (海外経済協力業務)」  
の補足調査結果について (速報版)」に対するコメントと質問

国際環境 NGO FoE Japan  
清水規子

第8回の有識者委員会で発表がありました「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査 (海外経済協力業務)」の補足調査結果について (速報版)」(補足調査結果の速報版)について、以下の通り コメントと質問を提出させていただきます。提出が遅くなり恐縮ではございますが、下記のコメント及び質問につき、可能な限り最終報告書に反映していただけますよう 宜しくお願い致します。

全体について

1. (コメント)委員会では案件名の公開・非公開について議論がありましたが、案件名が公開された形で現地調査の結果を報告して頂き、調査の透明性が確保されたことにより外部からも検証可能となり、この点は良かったと思います。
2. (コメント)案件ごとに、一部ではありますが、課題と思われるような情報についても率直に書き込んである点につきましても、良かったと思います。
3. (コメント)一方で、案件における環境審査においてJBICとしてどのような課題を認識し、融資契約に至るプロセスで実施機関とどのような合意に至ったのか、融資契約後の対応状況はどのようなものであったのかについて明確な言及がありません。
4. (コメント)全体的に、5. 調査概要 (1)の環境レビュー時に関する情報と5.調査概要 (2)の環境レビュー後の情報が双方に混在しています。これらの情報につき、整理して頂けるよう、お願い申し上げます。
5. (コメント)4.現地調査 (3)聞き取り対象者 被影響住民」については、ベトナム国の2案件では聞き取り世帯数が記されていますが、インド国及びインドネシア国の案件においては、聞き取り世帯数が記されていません。インド国及びインドネシア国についても、表記して頂けるようお願い致します。
6. (コメント)5. 調査概要」において、環境レビュー時に課題であると特定された内容が、その後モニタリングにおいてどのように JBIC として働きかけ、改善されたのか/されなかったのかという観点からの分析も重要であると考えます。(論点表の「II. 基本的事項と手続き、6.モニタリング」との関連)
7. (コメント)5. 調査概要」において、環境レビュー時には想定しなかった状況がモニタリング時に発生していた場合には、環境レビューの課題についての分析、また、モニタリング段階での対応状況も御教示下さい。環境レビューの実施状況を確認し、その課題を分析することは、今後の環境レビューのあり

方について考える上で重要であると考えます。

8. (コメント)情報のソースについて、不明な部分が多くあります。特筆のない場合には、事業実施機関が情報のソースであると考えてよいのでしょうか。最終報告書では、その明確化をして頂けるようお願い申し上げます。事業実施機関で聞いた話と住民から聞いた話に相違が出てくることはしばしばあるため、そのソースの確認は重要であると考えます。
9. (コメント・質問)補足調査結果の速報版において現地調査が実施された案件のうち住民移転計画書が作成されているものは、何語で作成されていますか。住民移転計画書本体及びその要約版の両方について、お願い致します。
10. (コメント・質問)今回の現地調査により、ベトナム国の2案件及びインドネシア国の1案件において、用地取得等についてタイムリーな情報提供を求める声があったこと、さらに、インド国の「バンガロール拘束輸送システム建設事業」においては、一部被影響住民が補償内容について実施機関から説明を受けていなかったことが明らかになりました。以上の調査結果に関するJBICの見解、今後の解決策等お考えがありましたら、御教示下さい。
11. (コメント・質問)生計手段の回復を確保するにあたっては、被影響住民のベースラインデータを事前に把握することが重要であると考えますが、今回調査をおこなった6案件全てにおいてベースラインデータは取得されていたのですか。
12. (質問)今回現地調査をおこなった全案件(インド国「オリッサ州森林セクター開発事業」を除く)について、補償単価の算出方法を御教示下さい。(論点表の「III. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮、2 被自発的住民移転、再取得価格」との関連)
13. (コメント)各案件において、EIA及び住民移転計画の協議における全影響住民に対する協議参加者の割合についての数字が算出可能であれば、御教示下さい。(論点表の「III. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮、2 被自発的住民移転、情報公開と協議」との関連)

#### 個別案件について

##### ベトナム国「ファンリー・ファンティエツト灌漑事業」

14. (コメント・質問)同案件では、5(2)において、「人民委員会による用地取得は本年7月から開始予定」と書いてある一方、5(1)においては、「6月上旬現在も用地取得に関する情報が人民委員会の事務所にて公開される予定」とあります。つまり7月から用地取得が開始される予定であるにも関わらず、未だに用地取得に関する情報が住民に伝わっていないことが伺えます。さらに、5(1)において、「住民からはプロジェクト実施や用地取得に関してタイムリーな情報提供を求めたい」との声があるようです。被影響住民の側から見れば、用地取得という彼らの生計に関わることについて一ヶ月前の告知ではあまりにも急であると考えます。なぜ、住民への情報提供がこのように遅れている、もしくは直前なのですか。相手国政府における法制度もしくは実施上の問題なのでしょうか。また、JBICは、以上の点につき、通常のモニタリングの中でどのように把握・認識してきたのでしょうか。
15. (質問)5(1)においては、「6月上旬現在も用地取得に関する情報が人民委員会の事務所にて公開される予定」とありますが、ここではどのような情報が公開されるのですか。用地取得スケジュール、用地取得プロセス、補償資格要件表(Entitlement Matrix)といった、土地収用に関する基本的な情報は公開されるのですか。
16. (質問・コメント)「ファンリー・ファンティエツト灌漑事業」においてはE/S借款が実施されていますが、当

該E/Sにおける環境社会的な調査の内容、この事業計画への反映・活用状況についてご教示下さい。  
(TORの範囲外かもしれませんが、今後のE/S借款のあり方などについて検討を行うために有用な情報であると考えます。)

#### インド国 バンガロール高速輸送システム建設事業」

17. (質問)同案件では、313戸が影響を受けるようですが、住民移転計画書は作成されていたのですか。また、作成されていなかったとすればその理由は何ですか。
18. (質問)住民移転計画書が作成されていたとすれば、それは公開されていたのですか。
19. (質問)BMRC内に設置された苦情処理受付窓口について、その構成要員を御教示下さい。

#### インドネシア国 久マラン総合水資源・洪水対策事業」

20. (コメント)同案件の住民移転計画書(LARAP)は公開されていないものと理解しています<sup>1</sup>。公開されていない理由や弊害などについての分析が必要と考えます。
21. (コメント)同事業については、LARAPで規定されているにも関わらず、補償内容に関する十分な情報が住民に伝わっていないものと考えられます。もしくはLARAPの内容と実際の補償計画が異なる可能性があります。LARAPでは、ガラン川・西放水路改修に伴う移転住民については、市内の公営アパートに移転するか金銭補償による自力移転の選択肢が与えられていますが、FoE Japanによるガラン川・西放水路の移転住民の聞き取り対象者全員<sup>2</sup>が、金銭補償による自力移転の選択肢があるということについて説明されておらず、市内の公営アパートへの移転しか選択肢がないと考えていました<sup>3</sup>。このような情報のギャップの背景や弊害について分析することが必要と考えます。
22. (コメント)本事業において用意された移転先については、住民のニーズを反映しているかどうかについては疑問です<sup>4</sup>。このことについての分析が必要と考えます。
23. (コメント)本事業では、SAPROFが実施されていると理解しています。SAPROFにおける環境社会的な調査の内容、この事業計画への反映・活用状況について御教示下さい。(TORの範囲外かもしれませんが、今後の協力準備調査のあり方などについて検討を行うために有用な情報であると考えます。)

---

<sup>1</sup> かねてより現地住民が数ヶ月にわたり公開を要請していたが、入手できなかった。2008年7月15日、FoE Japanが現地で事業実施主体と会合をもった際に、要約版および本体の公開を要請し、要約版のみ入手をした。なお、同計画書は、1.Executive Summary、2. Main Report、3. List of project affected people、4. Map Albumの4構成に分かれているが、3以外については基本的に情報を公開することによる弊害はないはずである。むしろ、これまで、現地住民が公開を求めているにも関わらず、数ヶ月にも渡り同計画書を入手できていない状況である。住民移転計画書の公開は、ガイドラインで謳われている被影響住民による影響の対策への参加を達成するために重要であると考える。

<sup>2</sup> 清水規子 (FoE Japan) および満田夏花 (地球・人間環境フォーラム) による7月14日～19日の現地調査による。河川改修事業による影響世帯が多いNgemplak Simongan、Potompon、Sampang村において聞き取り調査を実施した。対象は15名。このほか、河川改修によって移転させられる店舗や移動店舗、ダム建設による影響住民(小作農民含む)にも聞き取りを行った。

<sup>3</sup> 聞き取り調査は15人であり、サンプル数が少ないこと限界はあるが、住民は協議会合によって事業者からかかる説明を受けたと一様に回答している。このため、協議に参加した他の住民も金銭補償についての選択肢を知らされていない可能性が高いと考える。

<sup>4</sup> 7月14日～19日の調査では、市内の公営アパートに移転することについてはすべての住民が否定的な意見を表明した。理由としては、現在住んでいる場所や仕事場から遠いこと、洪水の懸念、密集した場所や高い場所に住みたくない、賃貸料など生活費がかさむことなどを挙げる住民が多かった。

24. (質問) 上記 22～24 に関する JBIC のモニタリング状況についてご教示下さい。

インドネシア国 タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業

25. (質問) 同事業では、LARAP 作成に際し、「センサス及び個別協議を通じて説明を実施」していると述べられていますが、ここでいう「個別協議」とは何を指しているのかご教示下さい。世帯毎の訪問という意味ですか。
26. (質問) 詳細設計段階における住民参加について、ベトナム国 国道3号線ネットワーク整備事業(Ⅰ)」においては、実施機関が関係人民委員会と情報共有しつつ住民移転数が少なくなるようにしたようですが、インドネシア国「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業」では、住民参加が確認できなかったとしています。後者の事業において、詳細設計段階において住民参加が確保されていなかった理由、背景について御教示下さい。
27. (質問) また、一般的に、線形変更の検討が事業実施に含まれる場合、線形変更に関して、JBIC として住民参加を事業実施主体者に求めているのですか。